

鳥取市全国民生委員児童委員大会参加事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市全国民生委員児童委員大会参加事業補助金（以下「補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、全国各地で活動する民生委員・児童委員が一堂に集い、ともに励まし合い、それぞれの活動内容等を共有するとともに、意見交換を行い、民生委員・児童委員活動の一層の充実を目指すことを目的に参加する全国民生委員児童委員大会（以下「大会」という。）の参加に要する経費に対し補助金を交付することにより、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、鳥取市民生児童委員協議会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度における大会の参加に要する経費のうち、参加者2名分の交通費（公共交通機関を利用するより安価である、大会開催地に公共交通機関がない又は便数が少ない等の理由により貸切バスを借り上げた場合の自動車借上料等を含む。）、宿泊費、日当及び参加負担金とする。ただし、記念大会開催の年においては、対象となる参加者の人数はこの限りでない。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(支払方法)

第6条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、概算払いとすることができる。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日（大会参加経費を精算した日とする。）から30日を経過する日までに行わなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日より施行する。